

横 浜 市 教 育 委 員 会
定例会会議録

- 1 日 時 令和7年2月21日（金）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと4・5）
- 3 出 席 者 下田教育長 中上委員 森委員 大塚委員 泉委員
- 4 欠 席 者 綿引委員
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和7年2月21日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告

図書館ビジョンの具体化に向けた取組の進捗状況について
横浜市ESD推進コンソーシアム交流報告会の報告について
いじめ問題に関する取組と横浜市いじめ防止基本方針への反映について
いじめ重大事態の調査結果と再発防止の取組について

3 審議案件

教委第49号議案 審査請求に対する裁決について
教委第50号議案 教育委員会事務局職員の人事について
教委第51号議案 教職員の人事について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

下田教育長

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は綿引委員より欠席の連絡を頂いております。

初めに、会議録の承認を行います。1月10日の会議録の署名者は大塚委員と泉委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、1月24日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

石川教育次長

【一般報告】

1 市会関係

○1/28 本会議（第1日）会期決定

○2/7 本会議（第2日）一般議案上程・質疑・付託、予算上程・説明

○2/13 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）

○2/18 本会議（第3日）一般議案議決、予算代表質疑

○2/20 本会議（第4日）予算関連質疑、予算特別委員会設置・付託

教育次長の石川です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、1月28日に本会議第1日目が開催され、会期が決定されました。

2月7日には、本会議第2日目が開催され、一般議案上程・質疑・付託及び予算上程・説明が行われました。

2月13日には、市会常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催されました。

2月18日には、本会議第3日目が開催され、一般議案が議決され、予算代表質疑が行われました。

2月20日には、本会議第4日目が開催され、予算関連質疑、予算特別委員会設置・付託が行われました。

2 市教委関係

（1）主な会議等

○1/25 横浜市ESD推進コンソーシアム交流報告会

○2/10 第104回全国高等学校ラグビーフットボール大会において優勝された桐蔭学園高等学校ラグビー部の選手等による横浜市長表敬訪問

○2/14 令和6年度横浜市教育委員会表彰式

○2/18 「はまっ子未来カンパニープロジェクト」学習発表会

(2) 報告事項

- 図書館ビジョンの具体化に向けた取組の進捗状況について
- 横浜市E S D推進コンソーシアム交流報告会の報告について
- いじめ問題に関する取組と横浜市いじめ防止基本方針への反映について
- いじめ重大事態の調査結果と再発防止の取組について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、1月25日に、横浜市E S D推進コンソーシアム交流報告会が横浜市技能文化会館で開催され、森委員が出席いたしました。この件に関しまして、この後、所管課から報告いたします。

2月10日には、第104回全国高等学校ラグビーフットボール大会において優勝された桐蔭学園高等学校ラグビー部の選手・関係者の皆様方が市長を訪問し、下田教育長が同席しました。

2月14日には、令和6年度横浜市教育委員会表彰式が市庁舎18階で行われ、下田教育長、森委員が出席し、それぞれ御挨拶いたしました。

2月18日には、「はまっ子未来カンパニープロジェクト」学習発表会が市庁舎1階アトリウムで行われ、森委員が出席いたしました。

次に、報告事項として、この後、所管課から4点報告いたします。まず、1点目ですが、「図書館ビジョンの具体化に向けた取組の進捗状況について」、2点目は、「横浜市E S D推進コンソーシアム交流報告会の報告について」、3点目は、「いじめ問題に関する取組と横浜市いじめ防止基本方針への反映について」、4点目は、「いじめ重大事態の調査結果と再発防止の取組について」、報告いたします。

私からの報告は以上です。

下田教育長

報告が終了いたしました。何か御質問等ございますか。よろしいですか。それでは、御質問がなければ、「図書館ビジョンの具体化に向けた取組の進捗状況について」、所管課から御報告いたします。

吉川中央図書館長

おはようございます。中央図書館長の吉川でございます。本日は、「図書館ビジョンの具体化に向けた取組の進捗状況について」、御報告させていただきま。報告は中央図書館企画運営課長の小田川から説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

小田川中央図書館企画運営課長

では、よろしくお願いいたします。お手元の資料を御覧ください。「図書館ビジョンの具体化に向けた取組の進捗状況について」ということで、まず「1 新たな図書取次所の開設」について御報告いたします。市立図書館の予約した本の貸出しと返却ができる「図書取次所」を、都筑区にある商業施設「ららぽーと横浜」内に開設いたします。「(1) 開設」でございますが、「ア 運営開始」は令和7年3月29日からとなっております。開設にあたりまして、「イ オープニングイベント」に記載のとおり、「① 地域のボランティアによる絵本の読み聞かせ会」や、②にございますような企画展示を予定しているところでございます。「(2) 概要」でございます。「場所」は、ららぽーと横浜3階の北側駐車場出入口付近でございます。面積は、約120㎡でございます。その下、「時間」でございますが、平日、土日祝休日とも括弧内の記載のとおり、ららぽーと横浜の物販・サービス店舗と同じ時間帯での運営を予定しております。「(3) 愛称の決定」でございます。「つづきの本ばこ」という愛称を使っていきたいと考えて

おります。開設にあたり愛称投票を行いまして、合計で3,589票の投票を頂きました。その中で最も得票の多かった「つづきの本ばこ」に決定いたしました。

「(4) 特徴」でございます。子どもが寝ころびながら本を読んだり、読み聞かせができるスペースを設置。そして、ららぽーと横浜内にあります地域子育て支援拠点や書店と連携した取組を検討しているところでございます。下の図につきましては、後ほど御覧ください。

続きまして、裏面の「2 のげやま子ども図書館の整備」について御報告いたします。中央図書館1階を、親子連れや子どもたちが楽しく学べる、居心地の良い「のげやま子ども図書館」として整備いたします。「(1) おやこフロア」でございます。北側部分、こちらはかつて喫茶だったところでございますが、未就学児を対象とした「おやこフロア」の整備を進めており、令和7年春の開館に向けて工事を行っているところでございます。「(2) 子どもフロア」でございます。南側部分、こちらは図書館の建物本体でございますが、小学生を主な対象としました「子どもフロア」の整備ということで、現在、設計作業を進めております。「ア 対象者等へのヒアリング」でございますが、中央図書館に一番近い本町小学校に御協力いただきまして、小学生アンケートを実施したり、障害者の御家族や支援者の方へのヒアリング等を実施しております。「イ 設計のポイント」でございますが、子どもたちが自由なスタイルで過ごせる空間作りということで、動き回ることができるような場所、そして本棚に囲まれる場所、それぞれを御用意したいと考えております。また、二つ目の点でございますが、利用者同士が飲食しながら会話や読書ができるラウンジを整備。また、三つ目の点でございますが、デジタル技術を活用して、映像により絵本の世界への没入体験ができるようなものを検討していきたいと考えております。「(3) スケジュール」でございますが、今年度の基本設計、来年度の実設計を経まして、令和8年度末の整備完了予定に向け事業を進めてまいりたいと思います。資料の御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

下田教育長

説明が終わりましたので、御質問があればお願いします。

大塚委員

図書館ビジョンの具体化ということで、まず、大きな一手になるかと思いますが、野毛山の子ども中心の図書館の開設というのは非常に期待できると思います。私は学校関係の人間ですので、特に「のげやま子ども図書館」の整備では、対象者等へのヒアリングで小学生の子どもたちにアンケートを取ってくださったり、障害者の御家族や支援者へのヒアリング等を実施して御意見を頂いたということでしたが、頂いた御意見はこのような形で反映されていますなど、形にはなっていないなくても、こういう意図が込められていて、こんなところで御意見が活かされていますなど、そういった双方向のやり取りというのは今後予定があるのでしょうか。そこを少し知りたいと思います。

小田川中央図書館企画運営課長

ありがとうございます。小学生へのアンケートでございますが、本町小学校の8割以上の児童に御回答いただきまして、今まで図書館を利用したことがないという児童の皆様にも御回答いただいたところでございます。こうした結果に基づきまして、障害者の方などについても、アンケートの中で、落ち着いて過ごすことが難しいため、手や体を動かせる場所が欲しいというような御意見も頂戴しております。それぞれ頂いた御意見をなるべく反映できるような設計のイメージ、下の図のように進めているところでございますが、頂いた御意見をこうした形で反映しているというフィードバックや、例えばオープンの前に内覧会などでいら

していただいて、実際の現場を見ていただきながら御案内するなど、御協力いただいたお礼とともに情報のフィードバックを考えてまいりたいと思います。

大塚委員

ありがとうございます。内覧会等はわくわくする取組になるだろうと思いますが、大事な読書の未来を担っていく子どもたちということで、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

中上委員

1点目の新たな図書取次所の開設、ららぽーと横浜のほうです。ここは御案内のとおり、ららぽーと横浜ができたときもそうなのですが、コンセプトとして若いファミリーが多いので、特に子どもを連れていくにはアクセスも良いですし、非常に歓迎されると思います。しかも、勤務が店舗に合わせて午後9時までということで、マンパワーも御苦労があるかと思いますが、その意味でも非常に質が高いなと期待していますので、よろしくお願いします。

それと、「2 のげやま子ども図書館の整備」ですが、前にお伺いした中で、本町小学校でアンケートを取っていただいて、意外と子どもは静かにしてほしいと言いますか、静かな環境を求めるという意見もあったように思います。ここの特色として、逆に新しい、子どもが喜ぶと言いますか、靴を脱いで動き回れるなど、この辺りのニーズもあるかと思いますが、子ども自身から静かにしてほしいという意見があった、そこの兼ね合いなどの御苦労があったら少しお聞かせいただきたいです。あと、障害者にもヒアリングをされているので、十分対応されていると思いますが、これから工事になっていくわけで、車椅子や、いろいろレイアウトなどアクセスの部分ですね。その辺りでどんな御苦労があるのか、少しお教えていただきたいと思います。

小田川中央図書館企画運営課長

ありがとうございます。まず1点目の、体を動かしたいというニーズと、静かに本を読みたいというニーズの兼ね合いについてでございますが、エリアの使い分けを考えていければと思っております。こちらの下の検討イメージの図にございますとおり、体を動かせるようなスペースもありつつ、この図からは外れますが、図の左側の手前側のところに更に書架が続いており、こういった体を動かせるスペースと、少しエリアが離れた形で本に集中ができるスペースというような使い分けによって、もともと本を読みたいお子様、あるいは本をずっと静かに読んでいたけれども、気分転換して少し体を動かしてまた本に戻りたいというようなお子様、それぞれに使い分けていただければありがたく存じます。

また、障害者の方も含めた車椅子の方などへの対応についてでございます。書棚の幅をなるべく取って周りを回遊できるような、例えば、こちらのフロアは真ん中に光庭があるのですが、そちらを回遊して1周回れるようになっています。また、ストレッチャーの方がすれ違えるなど、そこまでの通路幅の確保は難しいのですが、ゆとりを持って、かつ、書棚も今よりも若干低めにして、きちんと本が目に入り手に取れるように工夫しているところでございます。また、ハードの部分だけでなくソフトの部分、こういったイベントを行っていくかなど、そういった部分についても、障害のある方と御一緒にできるものを検討していきたいと考えております。以上でございます。

中上委員

ありがとうございます。いろいろ御配慮もされているということで安心しました。いずれにしても、お子さんや障害者の方にとっても安心して図書館に親しめると言いますか、そういう新しい時代の図書館を期待しますので、よろしくお願いします。

下田教育長

ほかにございますか。

森委員

御報告ありがとうございます。一つ目の新たな図書取次所の開設ですが、地域子育て支援拠点や書店との連携を検討しているということで、既に打合せなどは始まっているのでしょうか。こういった相乗効果というのでしょうか、それが近接していることによって、若しくは連携することによってこういうことができるなど、どういう話題が出ているのか、もしよければ差し支えない範囲で教えてください。

小田川中央図書館企画運営課長

ありがとうございます。職員同士で検討しているところでございまして、まず、書店につきましては新しい本を販売する一方、図書館につきましては定番の本、長く読み継がれている本を御覧いただく場ということで、それぞれ立場は違いますが、同じ本というものの、または文字文化をきちんと伝えていくという目的は一致していると思っております。それぞれの立場から、本に親しめるような取組、そして、長くできるような共通のイベントを行っていけないかということで、現在調整しているところでございます。また、地域子育て支援拠点に関しましては、これまでも図書館司書がお伺いして読み聞かせなどさせていただいたところでございますが、この図書取次所ができたことを機に、より本に触れていただけるような、例えば展示や、イベントなど、取次所にも足をお運びいただけるような何か連携したものなどができないかということで検討しているところでございます。

森委員

ありがとうございます。そうした地域子育て支援拠点や書店との連携というのが、このみならず、ほかの取次所にも広がっていくと良いかと、今お聞きしながら思いました。

あと、資料裏面の「2 のげやま子ども図書館の整備」ですが、居心地の良さをゾーニングしながら今検討されている様子を教えてくださいました。ありがとうございます。この真ん中に白いのがあるのですが、これはこういったコーナーでしょうか。あと、ハード面で、時々、光とか音を遮断してこもりたい、狭い空間が居心地が良いという方もいると思うので、そういった工夫はあるかどうか。この2点をお聞かせください。

小田川中央図書館企画運営課長

ありがとうございます。こちらの白いところは少し柔らかい素材になっておりまして、靴を脱いで上れるというところでございます。かといってランポリンのような大きな動きは想定していないのですが、そういった場所でございます。また、音や光を遮断したいようなお子様に関しましては、少しくールダウンできるような小さい区画、お部屋を御用意しておりまして、御希望がございましたらお子様の状況に応じて、一旦そちらのお部屋にお入りいただくということもできるように考えております。

森委員

ありがとうございます。いろいろな子どもたちが使う図書館を国内外で見たことがあるのですが、すごく大事だなと思うのは、今のハードもそうですが、禁止事項が少ないと言いますか、行っても結局、駄目、駄目と言われたり、注意されるとなると、せっかくハード的な居心地の良さがあってものびのびと過ごせないということがあると思うので、いろいろな心地良さを持っている子どもたち同士が一緒の場を共有する中でお互いの心地良さを尊重できるような、一緒に大切に

できる価値というようなことを、ルールメイキングなのか、どのように行っていくのか分からないですが、そういうことも子どもたちと一緒に考えていけると良いのかなと思いました。あと、図書が好きな子どもが来るということもですが、先ほど図書館にあまり行ったことのない子どもの声も聞いたという話もありましたが、図書を入り口としない入り口をどのように作っていくかもこれから大事だと思います。体験など、先ほどイベントとありましたが、出口として更に読んでみたい、知ってみたいというようなつながりを作っていただけるように、改めてお願いしたいと思いました。

下田教育長

よろしいですか。ほかに御質問がないようであれば、次の案件に移りたいと思います。次に、「横浜市E S D推進コンソーシアム交流報告会の報告について」、所管課から御報告いたします。

山本学校教育
企画部長

学校教育企画部長の山本です。「横浜市E S D推進コンソーシアム交流報告会の報告について」、小中学校企画課長から説明させていただきます。

高橋小中学校
企画課長

小中学校企画課長の高橋です。E S Dとは「地球規模の課題を自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けるための教育」でございます。横浜市では、文部科学省の事業に平成28年度から9年間採択され、持続可能な社会の創り手育成の推進という施策の下に、S D G s 達成の担い手育成（E S D）と自分作り（キャリア教育）を一体的に推進しております。

それでは、資料の1ページを御覧ください。午前中は児童生徒を中心に、午後は教職員の部を開催いたしました。「2 テーマ」は、「『ヨコハマ_ラーニング・コンパス』～私たちが望む未来へ教育を進める～」でございます。持続可能な社会の創り手育成の推進の視点で各校の教育活動を振り返り、「ともに未来を創る」ことの価値を再認識することなどを目的といたしました。「(3) 参加者」でございますが、E S D推進校12校の約100名やよこはま子ども国際平和プログラムピースメッセンジャー、また、参加児童生徒の保護者、教職員、E S D関係者あわせて約200名ということでございました。

資料の2ページを御覧ください。「(4) 内容」でございますが、前半はポスターセッションを行いました。児童生徒が今年度熱心に取り組みいただいたことを発表し合い、質問や感想を交流いたしました。内容は「フードドライブの取組」や「地域防災」など様々ございましたが、参加した児童生徒だけでなく、大人にとってもこれからの自分の行動について考える時間になったかと思えます。後半でございますが、中学生・高校生をファシリテーターとして18グループに分け、「私たちが望む未来へ教育を進める」をテーマにワークショップを行いました。右下のところに図があるのですが、児童生徒は「暮らしやすい」「生きやすい」といった未来を望んでいるということが分かりました。これは「ウェルビーイング」等に包含される概念かなと考えております。

続いて、「4 教職員の部」でございます。資料の3ページを御覧ください。ここでは「こどもの意見表明」と、知識や価値観を一旦手放して考えるような視点、「学び直し」や「学びほぐし」という視点で進めてまいりました。こどもの意見表明権は、こども基本法やこども家庭庁が整えられて、この流れの中で今注目されているところでございます。また、「(3) 参加者」でございますが、E S D推進校をはじめとする教職員、また、企業等の関係者約50名で行いました。

「(4) 内容」でございますが、午前中に行いました第1部では児童生徒の成果物がございましたので、それを分析しようということで、「どのような学びや学

校を、子どもは望んでいると思うか」という問いに関して、「自分たちがやりたいことを自分事として自己決定して学ぶこと」や「安心して自分らしさを発揮できる学校」を子どもたちは望んでいると予想しているということが分かりました。

最後の資料4ページを御覧ください。第2部は、国立社会保障・人口問題研究所の佐々木織恵主任研究官に御講演いただきました。第3部では、「ともに未来を創るために、あなたが考える“学校の役割”とは」というテーマで、グループで振り返りを行いました。森教育委員から、交流会の全体の講評を頂きました。

「ともに未来を創る」ための学校の役割には、子どもが意見を表明することのできる機会を作っていこうということ、子どもの思いを受け止めていこうということ、そして、多様なステークホルダーとのつながりといった視点が重要であるということを経験できた一日でございました。説明は以上でございます。よろしくお願いします。

下田教育長

説明が終わりましたので、御質問があればお願いいたします。

森委員

参加させていただきまして、非常に良かったなと思う点と、更に良くなったら良いなと思う点、それぞれ少しずつ述べたいと思います。

午前中は児童生徒の部で、発表について、テーマの設定や、うまくいかないことに突き当たったときに視点を変えてみたり、いろいろな大人を頼ったりしながら解決していく、それを伴走し続けるたくさんの大人がいる発表ばかりで、とても良いチームで取り組んでいるということが伝わってとても良かったと思っています。ただ、一番良かったなと思うのは、その発表もなのですが、その後に子どもたち同士が、小・中・高校生が一緒になって振り返って議論する場があったことが、この場の大きな価値だと思います。やって良かったねとか、発表して終わりではなくて、本当にこれで良かったのだろうかということなど、望む未来というのを考えたときに、すごく壮大なことが子どもたちの中から出てきた後にすごく葛藤している姿も見えて、望んでいる未来と今私たちが行っていることのギャップを、少しもやもやしながら言葉にしようとするプロセスが見られ、その場がとても貴重だと思いました。身近なところから大切な人たちとともに創っていくことが大事だよねという意見が子どもたちから出ていた一方で、今取り組めること、できることから逆算しようとしていなかったかと考えている子どもたちなど、自分たちだけではできないことも見えてきたからこそ、いろいろな大人と連携して、いろいろな社会の人たちと一緒に取り組んでいく必要があるということを経験している子どもたちの姿がありました。できること、できないことを埋めていくのは人間関係なのかなという言葉が出ていて、そこを引き出していくようなワークショップのプロセスの設計があり、非常に素晴らしい設計だなと思ったところです。

それだけで終わらずに、午後は教職員の方に加えて企業の方や、NPOの方などいろいろな方々が集まって、更にそれを深めるということがありました。それが「アンラーン」と「こどもの意見表明」の二つを視点に深めていくという、そのテーマ設定も良かったと思います。企業の方々や学校外の方々の意見をお聞きしている中で、例えば古着を海外に送るというような発表もあり、それとても良いですが、更に加えてそこにかかる環境負荷など、そういうことも考えられると良いよねというように、子どもたちから出にくい視点を上乘せしながら話していました。こういった新たな問いを子どもたちに問いかけてもらう大人が学校の中に入っていくことが必要だと思いましたので、ぜひこの取組は続けていただ

きたいですし、考えていく中で、学校の外からのいろいろな「更にこんな視点も考えてみては」というところが入りやすいような設計にさせていただくと良いと思いました。良いプロジェクトなので、ぜひ良い形で続いていきますようにという思いで聞いておりました。ありがとうございます。

下田教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

特に御質問がなければ次に、「いじめ問題に関する取組と横浜市いじめ防止基本方針への反映について」、所管から御報告いたします。

住田人権健康
教育部長

人権健康教育部長の住田です。それでは、「いじめ問題に関する取組と横浜市いじめ防止基本方針への反映について」、所管課の人権教育・児童生徒課から御説明させていただきます。

松田人権教育・
児童生徒課長

人権教育・児童生徒課長の松田と申します。よろしくお願いいたします。それでは、お手元のA3判の資料、「いじめ問題に関する取組と横浜市いじめ防止基本方針への反映について」を御覧ください。いじめ問題については、これまで様々な取組を進めてまいりましたが、現在の取組状況と今後の方向性等について御説明させていただきます。

まず、「1 現在の取組状況と今後の方向性」ですが、様々な増加してきたいじめ事案に対応するために、令和7年度から「不登校支援・いじめ対策部」を新設し、情報共有の迅速化や専門家の活用、関係機関連携など、様々な取組の推進によって、一人ひとりの児童生徒に寄り添った対策を推進してまいります。

具体的には、まず、「(1) 情報共有の徹底と早期発見の取組強化」です。いじめ事案の概要や対応状況を一元的に管理するためのいじめ対応情報管理システムの構築を進めておりまして、令和7年4月より稼働する予定となっております。これによって、迅速な情報共有と教職員等の事務負担の軽減を図り、法律に沿った対応の徹底につなげてまいります。そのほか、1人1台端末を活用した心の健康観察によって、学校内はもちろん、学校外の相談窓口の案内を表示するなど、改善に取り組んでおります。今後は更に、教職員に相談できるなどの仕組みの検討にも取り組む予定としております。

次に、「(2) 法に基づくいじめ重大事態調査の確実な実施」です。不登校支援・いじめ対策部において、新たに会計年度任用職員の弁護士を複数名雇用し、システムの情報を活用した重大事態の判断や、調査におけるヒアリング、こういったこと等を担っていただきます。また、当該弁護士を含めた専門チームで、児童生徒の支援に向けたアセスメントを行い、学校での対応が困難となっている事案を中心に、学校教育事務所等と連携して早期支援を行っていく予定としています。

次に、「(3) 市長部局や関係機関等との連携強化」です。令和6年10月より関係区局間での連携強化の検討を進めており、区役所の「こども家庭相談」やLINE相談による「よこはま子ども・若者相談室」の活用、事例等を用いた研修による連携の促進などに取り組んでまいります。

資料の右側を御覧ください。不登校支援・いじめ対策部の総合的な取組をイメージ図にしたものでございます。いじめの未然防止や早期発見、早期対応を図るとともに、多様な情報の一元化と共有の迅速化を行い、機動的・実効的な調査を行ってまいります。また、学校・教育委員会事務局だけでは対応が難しい問題にも対応できるように、関係機関・地域との連携を推進してまいります。あわせて、図の下にもありますとおり、教育委員会全体のガバナンスの強化にも取り組

むことで、より実効的な対策としていきます。

裏面を御覧くださいませ。「参考」として、各段階における主な事業・取組を一覧にまとめたもので、青字部分は今年度新規又は拡充して取り組んでいる内容となっております。

右側を御覧ください。「2 横浜市いじめ防止基本方針への反映」です。この間、再発防止策に様々取り組んでいく中で大切にしてきた点について、改めて市民の皆様と共有することで、今後の取組を持続的・効果的なものとしていくため、横浜市いじめ防止基本方針に反映させていきます。大きく対策のポイントを五つにまとめておりますので、御確認いただければと思います。ポイントの1点目は、子どもの意見の反映や意思の尊重。2点目が、保護者や市民等の役割を具体化。3点目は、主に学校におけるというところですが、デジタルや専門職の活用。4点目が、いじめ重大事態調査の仕組みの構築。そして5点目が、関係機関連携といった内容になっております。よろしくお願いします。

最後に、今後のスケジュールを記載させていただいております。2月25日、週明けから市民向けの意見募集を行います。意見募集では、お手元にお配りした資料のうち、右側に「概要版」と書かれた資料と子ども向けの2種類の資料や、横浜市いじめ防止基本方針の改定素案を用いて御意見を募りたいと思っています。その後、意見募集の結果を踏まえ、4月に横浜市いじめ防止基本方針に反映していくことを予定しております。さらにその後、各学校の学校いじめ防止基本方針にも反映していく予定です。資料についての御説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

下田教育長

説明が終了しました。御質問があればお願いします。

大塚委員

いじめ問題に関する取組と、いじめ防止基本方針の反映ということで、お話しいただきました。不登校支援・いじめ対策部の新設ですが、当たり前のことなのですが、今まで人権教育・児童生徒課として取り組んでいたことを、不登校支援といじめ対策に特化して、より子どもたちが安心した学校生活を送れるための取組ということを前面に出した取組だと思います。ここでぜひ大事にさせていただきたいのは、人権と離れてしまったというところもありますが、一人ひとりの子どもを徹底して大切にするという部分の人権の考え方が常にベースにあっていたきたい。そう考えたときに、いろいろな組織がまたこの中から生まれてくると思うのですが、事案の解決に向けては、人権を担当している指導主事等がその中に入っただいて、子どもを尊重した問題解決にぜひ取り組んでいただきたいと思います。何でこのようなことを申し上げるかと言いますと、かつて人権と生徒指導は、教育委員会事務局の中で別々に存在していました。生徒の様々な課題というものを生徒指導が担当していたのですが、生徒自身が本当に話したい人に話しているかなど、起きた性事案を女性の方に伝えたかったが、専任教諭が男性しかいなかった中で男性にしか言えない環境だったなど、教育委員会事務局として欠落していたのは何かと言いますと、子どもが安心して自分の思いを出せるような場があったかというところで、初めて生徒指導と人権が共に同じ場で子どもの課題解決にあたる、その大事さというものが人権教育・児童生徒課のきっかけになったということもございます。ぜひ新たな部の中に人権という位置付けをしっかりと行っていただきたいと思います。

次に、いじめ対応の情報管理システムというもので、迅速に学校現場と教育委員会事務局をつなぐ。今までは、いじめの様々な報告書を現場が上げていけなくてはいけなかった。そこにかかる時間や教育委員会事務局に届ける時間、そうい

った時間が大幅に短縮され、教職員の報告書にかかる時間も短縮される。一元化されることによってスピーディーにいくという部分は、現場にも実感していただきたいところでありますので、その発信というのもぜひ工夫していただきたいと思います。

あと二つですが、A3の裏面にある「参考」の部分に「青字は、今年度、新規又は拡充した取組」と書いてあります。一つ目の「未然防止」で、特に横浜子ども会議等を通じて、児童生徒がいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことを考える。これは非常に重要なことです。子どもたちは自分自身に何ができるか。目指すところは、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」。そして、どういう社会を作っていったら良いか。子どもたちが目指すべき社会というものをここにもう一言、安心できる社会を作るといようなものが明確に打ち出されていることが必要ではないかと感じます。その上で、その言葉があることで、子どもたちや学校だけでなく、市民、保護者、地域の方々がいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」。それは何のためか。それは、安心できる社会、安心できる学校を作るためだという共通の目標をしっかりとっていただいて、どんな行動ができるかというところにつなげていくためには、目指すその先をもう一言明記していくということもぜひ検討していただきたいと思います。

あともう1点、最後は「早期対応」のところですが、児童生徒の意思を尊重するということが、青字ではない部分に書いてあります。重大事案が起きたときに、児童生徒の意思を本当に尊重できていたのかというのが、非常に厳しく私たちに問われるところだと思います。意思を尊重する、まさしく人権尊重の取組を全ての大人が共有して同じ行動が取れるようにするということはたくさん明記してありますが、いかに行動につなげるか、そしてその行動が子どもの安心につながる行動であるということを、ぜひ方向性づけていただきたいと思います。以上です。

住田人権健康
教育部長

御指摘ありがとうございます。人権についての御意見・御指摘3件と、システムについてと理解しました。まず、人権について、差別を「しない」、「させない」、「許さない」という時代から、誰もが安心して豊かにと形を変えて、目指すべき方向性をしっかりと打ち出した人権教育に変わってきた。それは随分前、20年も前に変わってきたと私自身も理解しております。大塚委員のおっしゃる、どういう社会を目指すのかという一言はやはり入れるべきだという御意見に対しては、そのとおりでと思います。「しない」、「させない」、「見逃さない」という、その状態の先にある安心できる社会。それがどういう言葉になるかというのはまた考えさせていただきたいと思いますが、こういうことを目指してこのようになってもらいたいということを入れるべきというのはよく分かりますので、そのような形にさせていただきたいと思います。

また、人権教育の位置付けにつきましては、生徒指導と結びつけたというのは一定程度効果があったのではなかろうかと私は思っておりますが、学校における人権、教育委員会事務局の人権意識は生徒指導だけでなく、学校教育全般を通して教職員も子どもたちも身につけるべきこと、意識すべきことだと思っておりますので、部署は変わりますが、その中でしっかりと取り組んでいくことと思っております。

子どもの意見の尊重につきましては全くそのとおりでと思いますし、これからもそのことが気付ける、まさに人権教育、人権意識の向上に努めていきたいと思っております。

松田人権教育・児童生徒課長	連携の情報システムに関してですが、まさしく教職員の時間、負担軽減ということでは、教育委員会事務局も大きな成果を期待しているところで、受け取る側も発信する側も事務量を大きく軽減させていくということでは発信の工夫が必要です。これから3月にも、教職員の皆様にいろいろな通知や、動画などで具体的に分かりやすくスムーズに入っていけるように努力していきたいと思っております。そういった形で、まだ完成形ではありませんが、改善しながら負担軽減に努めていければと思っております。
大塚委員	ありがとうございます。教職員の負担軽減とともに、迅速に、より早く子どもの課題解決につながっていくということが非常に意味のあることだと思いますので、よろしくお願いいたします。
下田教育長	ほかにございますか。
泉委員	御説明ありがとうございました。私は子どもの意見募集の、恐らくこれが子どもに届くものであろうというものを見ながらお話しさせていただきます。こういったアンケートを取るときに、私たちもいかに回収率と言いますか、皆さんが答えてくれるかということを考えるのですが、いろいろな結果から、なぜ意見を募集するのかという目的が明確に相手に伝わると、より答えてくれるということが分かってきています。それは子どもの立場になりますと、受け取ったものから、何のために私たちの意見を聞きたいのかということをしかり理解できることがすごく重要だと思います。その点で見えていきますと、後ろのページになるのですが、子どもの視点に立った方針にするために私たちは意見を聞きたいと、しかり明示されている点が大変素晴らしいと思いました。ですので、これを子どもたちにお渡しする際に、もしかしたら後ろのほうまで読まない子どももいるかもしれませんが、ぜひ、何でこのようなことを聞きたいのか、それは子どもたちが本当にしてほしいことを大人はしたいと思っているからこれを届けたいということを、しかり伝えてお渡ししてほしいというのが希望です。 あともう一つ、これは初めての取組で、子どもたちに直接意見を伺うという、本当に意義のあることだと思うので、ぜひ行っていただきたいです。その上での希望ですが、気持ちはあるけれども言語化が難しい子どももいると思います。恐らくそれは言語能力の問題だけではなくて、こういうことを表明するのにまだ恐れがあるかもしれません。次の段階として、そういった本当は一番支援したい子どもたちの意見をどのように吸い上げるか、その点についても、次の段階として御検討いただければ幸いです。以上です。
住田人権健康教育部長	ありがとうございます。今の御意見の中で、どうして子どもに聞くのかという視点は本当に大切だと思っております。ただ聞けば良いという話ではなくて、子どもたちの意見を反映させたいという思いをしかり伝えるために、まずは学校に紙で配っていただきます。「すぐーる」でももちろん配信いたしますが、そういったことが分かりやすいように、渡るときにそのことをしかり添えて伝えるようにいたします。ありがとうございます。
下田教育長	ほかにございますか。
森委員	御報告ありがとうございます。これまで様々な課題があったと思います。起き

やすい環境があるなど、情報の面や判断・対応というところがあって、それぞれについて検討し、今、中間報告をしてくださっていると思います。起きにくい環境を作ること。それは未然防止のところに書かれている部分と、情報についてはSOSが出しづらかったところを出しやすくする。情報がつながらなかったところを一元化してつながるようにする。あと、連携につながらなかったところを連携でできるようにする。判断・対応については、適切な判断がタイムリーに行われるようにするにはどうしたら良いか。そういったところが三つ、これまでの課題に対応して強化するということが今ここに書かれていると認識しております。まだ入り口に立ったところだと思いますので、特に判断・対応をタイムリーにしていくところについては、まだまだ強化が必要だと思いますので、ぜひここをスタート地点として、更にどういう対応が必要なのかということ、仕組みが必要なのかも検討していただきたいと思います。

それを考えるにあたって、今回、子どもたちにも市民の方にも意見募集をするということでした。それを踏まえて子どもたち向けのアンケートを見たところ、ここでどういった子どもたちが本音を書いてくれるかがとても大事なポイントだと思います。今、子ども向けのアンケートを拝見しまして、いじめているかもしれない側、いじめられているかもしれない側、両方経験した側が、このアンケートを見て答えるということを想定して作らなければいけないと思います。書きぶりもそこをしっかりと検討していただきたいと思います。これからも引き続きこういったアンケートをずっと取り続けていく必要があり、1回取って終わりではないと思うので、そうしたときに、いじめをしないためにはどうしたら良いだろうという言葉一つ取っても、いじめが起きないためにはどうしたら良いだろうということで、両方の立場があることを前提とした言葉遣いなども少し気をつけて考えていただければと思います。

あと、過去に取ったアンケートの結果も資料の中にありました。「あなたのこえきかせてください」という、子どもたちの意見の裏側にこれまで頂いた意見ということで、これは昨年取ったアンケートですね。昨年の末ぐらいに取っていたアンケートの結果だと思いますが、そこに、「いじめについて大人に相談したいこと・言いたいこと・してほしいことがありますか」というところがあります。そこで私が注目したのは、ここに「悩みを聞いてくれる人や場所を増やしてほしい」という声が出ているのですが、今ある対策の中でそこが少し弱いかなと思っています。学校内で、若しくは教育委員会事務局の中で人を増やして、相談できる場、新拠点の開設、あとハートフルの全校実施、ハートフルスペース、ハートフルルームの融合ということで、今回新しい対策をどんどん打ってくださるところですが、学校の中だと伝えづらい方もいると思うので、学校外との連携もぜひ強化していただくと良いのかなと思います。加えて「じっくり話を聞いてほしい」という声も、20%以上の子どもの声として出てきています。教職員の皆さんも本当はじっくり話を聞きたいけれども、なかなか聞けない環境があることも事実だと思いますので、いじめ対策というところにつながっている話として、そこも更に強化していく部分ということで、考えて連携していただければと思います。よろしくお願いします。

住田人権健康
教育部長

ありがとうございます。まず、子どもの本音を聞けるような工夫したアンケートをとるという御意見を頂きまして、本当にまさにそのとおりだなと思います。これは今回取って終わりというものではなくて、取り続けること、時期的なものは考えますが、定期的と言いますか、こういったアンケートを取って子どもの意見を聞くということはこれからも続けていくつもりでありますし、この方針が決まっ

た後に、今度は学校が学校いじめ防止基本方針というものを作ります。そのときにも子どもの意見が聞けるような、そういったものの落とし込みにもなっていくと思いますので、そこでまた学校現場の中で反映させていけるようなことを紹介し、行っていきたいと思います。

また、12月のアンケートから出てきた話も頂きました。中学校には校内ハートフルという形で設置させていただいて居場所作りを進めてまいりましたが、学校外の居場所や相談できる場所ということでは、今、関係部局の課長ワーキングの中で居場所作りの話も取り上げております。そういったところとも連携しながら、学校外での居場所のことについてもこれから進めていきたいと考えております。

下田教育長

ほかにございますか。

中上委員

2点あります。1点は質問も含めて、先ほどの基本方針の「1（2）法に基づくいじめ重大事態調査の確実な実施」の会計年度任用職員の弁護士のお話ですが、教育委員会事務局の予算概要においても新規・拡充で2本、スクールロイヤーの活用と、民間のコンサルタントのアドバイザー・弁護士、この二つを挙げて、それぞれ役割が違うように理解しています。スクールロイヤーの場合は、いじめ以外の学校に瑕疵のある行為や、いろいろな問題の相談も含めての対応と聞いていますが、いずれにしても学校の対応が困難になっている事案を中心に、こちらは不登校支援・いじめ対策部の会計年度任用職員の弁護士になると伺いました。この辺りの使い分けと言いますか、医者でいうとセカンドオピニオンの同じ案件を違う視点でチェックしていくのか、全く違う動きの中で期待しているのか、その辺りの役割を教えてほしいというのが1点目です。

2点目は、今回、横浜市全体の予算概要、機構を拝見しますと、教育委員会事務局でもいろいろ不祥事がございまして、それをしっかりと踏まえた上でのガバナンスを含めて、この「不登校支援・いじめ対策部」がきちんとライン化されたということは非常に大きいと思います。ライン化させるということは、機構と管理職、職員だけではなくて、予算的にも、また、動きとしても充実するし、今回、御提案の基本方針でソフト面がきちんとできれば、まさに形と中身が整っていくかと思います。1点、よく言われているのは、いじめの問題は学校だけでなく社会全体で、保護者や地域など、みんなの力で総がかりで取り組まないとなかなか解決が難しい課題だと認識しています。特に昨年議論になったのは、教育委員会事務局以外との連携をどうしていくのか。こども青少年局や健康福祉局との連携で、取りあえずと言いますか、まずは課長級ワーキングということで昨年の10月からスタートして、今度の3月に2回目があると聞いていますが、方針も含めて大体見えてきたら、区役所にもその情報を共有してほしいです。

御案内のとおり国がこども家庭庁の組織を作りましたが、それに合わせたこども家庭センターは、まだ全国で展開できていません。あれは多分、令和8年度ぐらいを目指して今、ブロックごとに設置していますが、それとの連携も、前は教育相談がありましたが、それが今、コールセンターで一括して受けていますが、そこにも当然いじめの案件が入ってくるわけですね。でも、区役所としては2本立てで、こども家庭支援と学校連携の課長と二つあるわけです。ですから、その辺りの連携と言いますか情報の共有、特に教育委員会事務局は学校連携のほうとのパイプを強くするために打っているわけですから、そこがもう一つ、区役所はまだ機構的な目出しが十分されていないと思います。それには理由があって、全体の区役所の在り方も議論になるでしょうし、もう一つは、教育委員会事務局

でも来年度に学校教育事務所の在り方をきちんと検証するとのことでした。ですから、ちょうどその意味では、区役所との連携の一番の窓口になる学校教育事務所と区役所の連携が来年度以降の整備になると思いますが、そのところのパイプがどうもまだ不十分ではないかと認識しています。特にeラーニング等では校長のOBもいらっしゃって専門職で行っていると思いますが、その辺りの区役所との連携、地域でも区の力を借りながら、また、市長部局の力を借りながら取り組み、それぞれが主体性を持って取り組んでいかないとうまくいかないと思いますので、その辺りの考え方があったらお願いしたいと思います。2点です。

住田人権健康
教育部長

ありがとうございます。まず、1点目のスクールロイヤーと、今回の「不登校支援・いじめ対策部」の中で会計年度任用職員として雇い入れる弁護士との違いですが、両方とも弁護士ではありますが、スクールロイヤーは、様々な学校におけるいじめ以外の部分も含めた課題について助言を頂くということになっております。不登校支援・いじめ対策部に関しましては、いわゆるいじめについての助言や、ヒアリング等にも参加していただくような構造になっております。基本的には、かなり特化された内容での助言と言いますか、支援を頂く予定になっております。それでよろしいでしょうか。

中上委員

案件によっては、違った視点で行うということはある得ますか。

住田人権健康
教育部長

そもそも所管が違っておまして、スクールロイヤーは学校教育事務所で雇い入れると言いますか、関わっていきます。もちろん、もしかしたら同じ案件を相談されるケースも出てこないとは限りません。それは学校がどういう相談をしてくるかということもありますので、同じ案件になれば、もちろんいじめであれば、いじめ対策のほうが引き取ってしっかり対応していくということも考えられます。

もう1点の、社会総がかりでの連携のお話でございます。聞いていて非常に重要な視点だと思いました。今、課長級ワーキングが立ち上がっております。教育委員会事務局とこども青少年局と健康福祉局の中で行われているのですが、区役所と学校教育事務所にもしっかり共有された上で行っていくべきだと、改めて実感した次第です。その共有につきましては、既に一部入って話はしているのですが、そこが抜け落ちないようにしっかりと取り組んでいきたいと思います。ありがとうございます。

中上委員

ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いしたいと思います。いずれにしても、学校教育事務所の在り方は非常に大事で、二つの機能と言いますか、いじめの大きな解決に向けた取組では学校現場からするとワンストップで、教員が絡みますと教職員人事部になったり、学校教育部との教科担任制などいろいろ絡みもあったり、それぞれの解決の手段が学校から見ると縦割りに見えがちですが、ぜひそのところはラインがたくさんできると縦割りの悩みというのが出てきますので、その辺りの連携はいじめ対策部が主導権を持っていただいて、学校教育事務所とうまく連携して、現場の支援もしっかりしていただきたい。また、学校教育事務所は、一方で指導主事が学校を指導するという、いじめのその後の対応も、フォローも含めてのこともありますが、DXも含めて学校の質を上げるという大事な役目もありますので、学校教育事務所の研修については、いじめだけでなく教育の質を上げるという視点からも、ぜひ研修をお願いしたいと思います。以上です。

住田人権健康 教育部長	ありがとうございました。研修につきましても密に連携しながら、しっかりと質を上げていく取組をしていきたいと思ひます。ありがとうございます。
下田教育長	それでは、よろしいでしょうか。ほかに御意見がなければ、次の案件に移りたいと思ひます。次に、「いじめ重大事態の調査結果と再発防止の取組について」、所管課から御報告いたします。
住田人権健康 教育部長	続きまして、人権健康教育部長の住田です。「いじめ重大事態の調査結果と再発防止の取組について」、人権教育・児童生徒課から御報告させていただきます。
並 河 人 権 教 育・児童生徒 課担当課長	人権教育・児童生徒課担当課長の並河と申します。よろしくお願いいたします。令和2年度に発生しました2件のいじめ事案につきまして、今回、調査結果がまとまりましたので、その御報告でございます。この後、調査結果のポイントとともに、現在進めている様々な取組に照らして今回の事案と比べたときに、その取組が効果的な対策になっているのか、また、より力を入れていくところはどこなのかということ、少し整理しながら御説明させていただきたいと思っております。全体としては、資料1枚目に下線を引かせていただいたのですが、現在進めている取組というのが、今回のいじめの事案でも共通する部分は非常に多いと思っておりますし、まずはそのことをしっかり徹底していくと。学校現場にもしっかり徹底していけるように取り組んでいくということが、全ての児童生徒が安心して学べる環境作りを進めていくことにつながっていくと、今認識しているところでございます。 それでは、裏面で事案の御説明をさせていただきます。まず、「1 事案1（w小学校）」の事案となっております。こちらは、令和2年度当時に小学校5年生だった児童が、同じスポーツクラブに所属していた1学年上の児童から受けたいじめなどについて調査した事案となっております。このスポーツクラブですが、地域の方が学校施設を借りて行うタイプのもので、地域の方主体で学校の教育活動とは直接関係していないものとなっております。また、この当該児童は現在、小学校を卒業して進学されているという状況でございます。 調査において「（1）認定されたいじめ」になりますが、二つございます。階段で関係児童Aと接触し、当該児童が突き落とされそうになったと恐怖を感じたということ。また、下校時に関係児童B、Cが「ばあ」と言ってからかったという、この2点でございます。 「（2）調査結果を踏まえた問題点」でございますが、こちらも2点ございまして、いじめの事実確認が不十分だったと思ひます。また、スポーツクラブも関連しておりますが、関係者と連携した対処ができていなかったというのが1点目でございます。2点目として、通級指導教室やスクールカウンセラーとの情報共有が不十分で、教職員との連携した体制の構築であったり、それに対する教育委員会の指導・助言という部分も不十分だったと捉えております。 これを踏まえた「（3）再発防止の取組」になりますが、現在進めているいじめの初動段階での速やかな認知と対応の強化、そしてシステムを活用した情報共有の迅速化、専門家の拡充といった取組は本件でも非常に重要になると考えておりますので、引き続き徹底して児童生徒に寄り添った支援を実施していきたいと思っております。また、現在、保護者や地域の方と連携したいじめ防止にも取り組んでいるところですが、より具体的に果たしていただきたい役割が伝わるよう

な、いじめの理解や基本的対応方法の資料を作成して周知を行ってまいりたいと思っております。最後に、「校内通級指導教室」のモデル実施を令和7年度から取り組んで、児童生徒の組織的な支援や教職員の専門性の向上につなげてまいります。一つ目の事案は以上となります。

3ページを御覧ください。事案の二つ目は、「事案2（x中学校）」の事案となっております。こちらは、令和2年度当時中学3年生の生徒の事案で、同級生らから受けたいじめについて調査した事案となっております。当該生徒は現在、中学校を卒業し、大学に進学されております。

調査の結果、「（1）認定されたいじめ」ですが、こちらの①から④までございまして、理科の実験で失敗をとがめるような発言があったこと、また、肩を後方から叩いたという、この二つが2年生の出来事になります。生徒の下敷きを傷つけ、定規を水浸しにしたこと、教科書を無断で持ち出し、机に落書きをしたなど、こちらが3年生のときのいじめとなっております。

「（2）調査結果を踏まえた問題点」になりますが、教職員がチームで生徒を見守るような、重層的な指導体制や専門職を交えた支援体制というのが十分でない中、個々の教職員の障害特性への理解も不足しており、結果として合理的配慮が十分なされていなかったということを大変重く受け止めております。また、本件では、2年次に不登校が始まった時点において、ハートフルスペースへの入室に時間を要するなど、休み始めの段階での支援が十分ではなかったと捉えております。また、当時、同級生は当該生徒の障害特性について理解がない、知らないという状態の中、いじめに至っているのですが、そもそも障害の有無、また、その認識、知っているか知らないかにかかわらず、日常的なトラブルや問題を児童生徒相互の信頼関係で乗り越えていけるような取組も強化していかなければならないと捉えております。

「（3）再発防止の取組」です。上の3点について、既に取り組を進めているところになりますが、学校現場においてチームで教育や支援を実践できるような体制を強化していく。また、特別な支援・配慮が必要な児童生徒に対する組織的な取組を推進していく。教職員の人権意識をしっかりと向上させていく研修というのを引き続き徹底してまいりたいと思っております。また、登校に不安を抱える児童生徒を支援するため、校内の安心できる居場所作りについては、昨年9月から中学校で校内ハートフルの全校実施を行っていますが、令和7年度も小学校の特別支援教室の実践推進を拡充していくなど、引き続き居場所を増やしていきたいと思っておりますし、「横浜子ども会議」を活用した子ども主体のいじめ防止についても様々な場で行ってまいりたいと思っております。御説明は以上となります。

下田教育長

説明が終わりました。御意見・御質問があればお願いいたします。

森委員

x中学校の再発防止のところに、全教職員が、特別な支援・配慮が必要な児童生徒に対する理解を深めていくことが必要とあります。既に研修はあると思うのですが、それが今回生きてこなかった、若しくは理解につながりづらかったのはなぜでしょうかというところを一回確認したいと思います。

住田人権健康
教育部長

令和2年当時、今から5年ほど前になりますが、このときは教職員にそういった理解が足りなかったということです。今現状の中ではそういったことを述べている場面もありまして、今であればそうではないですが当時は足りなかったということをおっしゃっております。

森委員	学校における組織的な連携や認知・対応が難しかったということですね。チームとして取り組みづらい部分での要因が一つあったということですが、そこがしやすくなるために現時点で取り組んでいることというのはどういったことがあるか、改めて確認したいと思います。
住田人権健康 教育部長	小学校・中学校にかかわらず複数の目で見るという視点では、例えばチーム担任制を導入していたり、教科で替えることによって当然目がたくさん増えると。中学校はもちろん初めからそういう構造になっておりますが、より複数の目で見るということをしっかり重点的に伝えて、そういったことが行われていると思っています。
森委員	十分というのがどのようなところで測るかというのは難しい分野であるとはいえども、特に一つ目のところですね。特別な支援・配慮が必要な児童生徒に対する理解というところにおいては、まだまだかなり頑張らなければいけないと思いますので、これから生かしていくという反省点においては、ここもぜひ強化をお願いしたいと思います。
住田人権健康 教育部長	それに付け加えて、今回、スクールカウンセラーの勤務日数も人も増やし、中学校においては週2回とさせていただいて、専門家の目を入れた視点で子どもたちを見ていくことも複数の目と考えておりますし、最後におっしゃっていただいたことについては、これからしっかり取り組んでいきます。
下田教育長	ほかにございますか。
泉委員	今の森委員の意見に関連して、二つのケースともに特別な支援が必要な児童生徒のケースだったようにお見受けしますが、その上での再発防止の取組と書かれている内容が、まずは障害の有無にかかわらず、子どもも、教職員を含む大人も、全ての人権意識の育成の重要性を書いていることと、多様性を認め合うような学級風土の醸成がとても大事だということが書かれています。そういった未然防止の基本を徹底したその上で、障害のある子どもが関わる案件として、特に重要な事柄を挙げられているという点がとても重要で、これが両立されていますので、ぜひ今後もこの方針でいっていただきたいと思います。今回、この構成がとても良いと思いました。 その上で、先ほどの森委員のお話に関連するのですが、支援が必要なお子さんが関わる案件というのは、どうしてもそのお子さんに障害があるからいじめに遭いやすいと取られてしまったり、そのように考えてしまいやすいのですが、そうではなくて、障害に起因する困り事に周囲の大人が適切に対応できていない、適切に支援できていないために、児童生徒が落ち着かなかったり自信を持てなかったりして、人間関係上のトラブルが起こりやすい状態になってしまっているという知識や感覚を、教職員を含めた周囲の大人が持つことが大変重要だと考えます。ですので、いじめの対策や再発防止という点で見ると、特別支援に関する知識を持つことはもちろん大前提で、その上で適切な支援を行うことがいじめの未然防止に直結するというのを、しっかり研修で学んでいただきたいと思いますというのが一つ希望です。 もう1点、例えば「2 事案2（x中学校）」の「（2）調査結果を踏まえた問題点」の3点目に、「日常的なトラブル・問題を生徒相互の信頼関係で乗り越

えられるよう」とあります。確かに初期段階では、子どもたちが解決する力を持つということも非常に大切だと思っております。ただ、子どもたちに任せればそれで良いというのではなく、もちろん周囲の大人が高い感度を持つことの重要性は言うまでもありませんが、解決への大人の関与の度合いや、見守りの体制について少し申し上げたいと思います。子どもの頃から、小学生・中学生の頃から、自分と違う人や、見た目や考え方が違う人といかに折り合いをつけてうまくやっていくかという力など、ある意味センスかもしれませんが、そういったものを身に付けることは非常に重要で、やはりそのためには、学校ももちろんですが、地域や環境がとても大事。恐らくそれは、大きなところでいうと、周囲の大人が温かい目で見守る体制を築けているかというところが大事になるかと思えます。ですので、この報告書にも書かれていますように、地域やPTAとの連携が非常に重要だということが挙げられると思います。

ただし、例外として私が思いますのは、様々な調査や研究が指摘していることとして、障害のある児童生徒で、特にコミュニケーションの障害等を持っておられる方については、早期に専門性のある大人が関わるということが早期解決にかなり効果的であるということが証明されています。どのケースでどのタイミングで大人が関わるのが適切かということについて、学校教職員も含めた周囲の大人が知識あるいは認識を持つことが望ましいと思いますので、そういった点も研修等に入れ込んでいただけることを希望します。以上です。

住田人権健康
教育部長

専門的な視点からの助言、ありがとうございます。一つ分からなかったことがあったので教えていただきたいのですが、早期に関わるというのは、事案の早期という意味なのか、児童生徒の障害が何となく理解できたときの早期という意味なのか、教えていただきたいと思います。

泉委員

事案が起こったときです。もう少し見守ろうと思ってしまうところで、少し一歩早く立ち入るといのが早期対応を可能にすると言われてしています。

住田人権健康
教育部長

ありがとうございます。大変参考になります。今、御指摘いただいた中で、最初の、障害だけではなくて困っていること、これは誰にでも当てはまることだと思っております。どの児童生徒であっても、場合によっては大人であっても、困っていることに対して周りがどう気付いてどういう手を差し伸べるかということは、障害の有無は関係なく必要な視点だと思います。そのための複数の目ということも考えていきたいと思いました。ありがとうございます。

また、子ども任せでなく、周囲の地域・環境、周囲の大人という意味では、今回の1個前に報告させていただいた指針にもそういった部分を盛り込ませていただいているところです。ぜひその啓発、環境作りについて、また改めてどこかで御相談させていただければと思います。ありがとうございます。

下田教育長

ほかにございますか。

中上委員

事案1ですが、これは学校の教育活動と言いますか学校の教職員が関係しているのではなくて、保護者が監督・コーチ等、運営を行っていた案件とお聞きしています。これは今後の話としても非常に難しいと言いますか、よく教職員が運動部などで勝つために非常に厳しく指導したり、逆にレギュラーから外された、仲間外れにされたということで傷ついたり、また、子ども同士が部活動によって傷ついたりという場合が往々にしてあるわけです。教職員の方が部活動を行ってい

るときは、普段から生徒への対応の仕方や、障害者への対応というのは日頃積み重ねてきているわけですが、教職員以外になったときに、謝罪や保護者への説明など、この辺りが適切に行われているかどうか。それは経験上無理なところがあるわけですね。この辺りが校長などの悩みの一つにもなると思うのですが、学校がどうするかというと、校長が前面に出て保護者説明を行ったりする場面につながっていくかと思います。教職員の働き方改革とも関連してきて、教職員の人たちの対応の部分で研修も行っておられると聞いていますが、どのように徹底していくのか。今後はますますこういう民間企業の委託が多くなると思うので、その辺りの難しさというのは、何かお考えがあったらお願いしたいです。

住田人権健康
教育部長

今回の指摘の中でも、学校外の活動なので学校が関与しないみたいなことはなく、学校ときちんと連携する中で、もちろん広く地域の方々、指導者の方々に対して、また、学校に入っている地域指導者に関しても一定程度、研修等は行っておりますが、そういったものをより広く社会全体で見逃さないという視点でいくと、広く研修をしていく必要性は感じております。具体的な方法については今後検討させていただきたいと思っておりますが、そういったことを念頭に置いた方針の作り方になっておりますので、その具体については今後考えさせていただければと思います。ただ、学校との連携の中で、より密に学校で持っている知見をしっかりと地域にも伝えて連携して行っていくということは、可能な限り今すぐにできる部分をさせていただきたいと思います。

下田教育長

ほかにございますか。

大塚委員

w小学校、x中学校ともに、小学校の場合ですと、途中、4年生は安心できている期間もあったと書いてありましたが、5年生まで、中学生の場合も様々なことを含めると、中学1年生、中学2年生、中学3年生と、それぞれ児童生徒は苦しい時間が長かったと思います。そして、どちらの保護者の方々も何とかこの状況を解決しようと思って、行動力を発揮されて学校に出向いてくださった。そして、その都度、担任や専任教諭等にお話をしてくださった。ただ、自分の子どもの状況は、そう早く改善するという状況ではなかった。そして、現在、それぞれ中学生、高校生になられて歩んでいらっしゃるということで、本当によく頑張っていたいて、学校又は教育委員会事務局は、再発防止というものが言葉から行動にしっかりつながっていくというところが私たちの責務だと感じました。

小学校の場合も読ませていただき、委員の皆さんからいくつかお話が出ておりますが、私も小学校で管理職をしていたときに、よく校庭からいろいろな声が聞こえてくるのです。保護者の方々を中心になったスポーツクラブ等もございまして、熱がすごいです。「頑張れ」や「諦めないで」、中には「へこたれるな」、「弱虫」など、そういう感情がばっと出た言葉もありました。それはどうなのだろうかと考えて校長室を出て校庭へ出ていって、「教育的指導」などと言ってくるくると手を回して「今の言葉はいかがなものでしょう」などと言うこともありました。でも、その意味で、市民の方々、地域の方々、保護者の方々が、その熱い思いと、子どもたち同士が生きる社会の子どもの関係性がどう関連してしまうのかということを、改めて認識していただくことも非常に重要です。そして、そういったスポーツクラブの関係性を背負って、月曜日にまた子どもたちは学校に来て、その関係性の中で学校生活を送っていくということを、私たち学校現場の人間もしっかり理解しなければいけない。

そういった部分で、再発防止の取組のところに「保護者や地域の方が主体とな

った活動等に関連して」ということで、「資料を作成して関係団体に周知」と書いてあります。そして、「事案に応じた学校との連携促進」。ただ、これも、学校が信頼していただける地域とのプラスの関係性をしっかり地道に作り上げていくこと。それから、こういう資料が出てきたときに、それを誰が受け止めて、誰が共通理解を図ってどこを目指すのか。学校運営協議会にお力を頂くなど、そういう方策を教育委員会事務局として考えていらっしゃると思いますが、連携の先にある人と人との真剣なつながりのためには、共通目標というのが非常に重要です。先ほど申し上げましたが、安心できる地域、安心できる学校、安心できる街を作るといふ、そういうものの共通理解をいかに私たちが図るか。それがやがて子どもたちの安心につながっていくと考えますと、この再発防止の取組は非常に重要だと思います。特に今後、連携促進と書いてありますが、どのように促進を図っていくかというのはこれから考えられることかと思いますが、何かこういう方向を考えているということがあったらお聞かせいただきたいと思います。

住田人権健康
教育部長

ありがとうございます。今、大塚委員が御自身の経験談も踏まえてお話しいただいたことは、まさに学校と地域社会の連携だと思いました。すぐ出ていってこうですよという話を校長としてされるというのは、本当に生の連携の一事例だと思います。ただ、全てがそういう場面だけで解決するわけではなくて、地道に日頃からの連携の中、例えば地域で学校を使っているスポーツクラブは多々ありますが、必ず会合を持っています。そこには、学校の中でも副校長や校長など管理職が参加しています。それは施設の管理という意味でも。そういったところでの啓発や、そこにも子どもたちが来ているのであれば、そこでどのような活動をしていて、どのような声掛けをしていくかというのは、当然生の話として十分連携できるステージだと思いますので、そういったものも活用しながら取り組んでいければと思います。これは所管も別にありますので、私たちも連携してしっかり取り組んでいきたいと思います。

大塚委員

ありがとうございます。あともう1点、先ほどからずっと話に上がっています、特別な支援が必要、合理的配慮が必要という部分で、もう10年以上前になると思うのですが、個別支援計画が全ての小中学校、全ての公立で取組まれるようになりました。でも、x中学校の内容を見ていくと、障害特性の理解の不足というところで、小学校から上がってきている個別の教育支援計画、個別の指導計画と保護者とのやり取りの部分というのが、まだまだ必要なのではないかと痛感いたしました。これは要望ですが、改めて事案とともに現場になぜ必要なのかということ、個別の指導計画、個別の教育支援計画をどう作成し、どう生かすのかということ、そしてそれが子どもの安全・安心につながっていくという意識をしっかりと持っていただきたいと思います。あわせて、先ほど人権健康教育部長もおっしゃいましたが、障害があることを知っているかどうかの問題ではないと。障害のあるなしにかかわらず、私たち教職員がいかに子どもたちを大事にするか、人を大事にするというところでこそ初めて、教職員をロールモデルとして子どもたちも人を大事にすることを学んでいくわけですから、ぜひその部分は、障害のあることを知らなかったからこうなったとか、そういうことではないと思います。先ほどお話ししてくださった、本当にそこに尽きると思いますので、そういう部分をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。以上です。

住田人権健康
教育部長

ありがとうございます。

下田教育長 よろしいですか。それでは、ほかに御意見等がなければ、次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りします。教委第49号議案「審査請求に対する裁決について」は、不服申立てに関する案件のため、教委第50号議案「教育委員会事務局職員の人事について」、教委第51号議案「教職員の人事について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

下田教育長 それでは、教委第49号議案から教委第51号議案は、非公開といたします。審議に入る前に、事務局から報告をお願いします。

森長総務課長 2月5日に1団体から、「日の丸・君が代に関する要請書」が提出されました。この要請書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願いいたします。

 次回の教育委員会定例会は、3月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、3月19日水曜日の午前10時から開催する予定です。以上になります。

下田教育長 皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、3月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので、御確認ください。

 次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

 <傍聴人及び関係者以外退出>

 教委第49号議案「審査請求に対する裁決について」
 (原案のとおり承認)

 教委第50号議案「教育委員会事務局職員の人事について」
 (原案のとおり承認)

 教委第51号議案「教職員の人事について」
 (原案のとおり承認)

下田教育長 本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

 [閉会時刻：午後0時10分]